

化学物質を取り扱う事業者の皆様へ

PRTR

(Pollutant Release and Transfer Register)

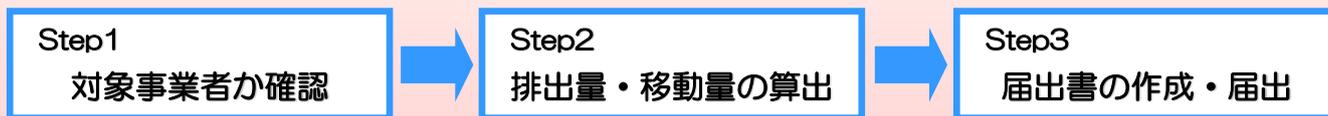
届出をお願いします

「化管法」のPRTR制度に基づき、事業活動に伴い環境に排出された対象化学物質について、排出量・移動量を把握し、届け出る必要があります。

<届出対象事業者> 表①～③の要件をすべて満たす事業者が対象事業者です

①対象業種	金属鉱業，原油・天然ガス鉱業，製造業（全業種），電気業，ガス業，熱供給業，下水道事業，鉄道業，倉庫業，石油卸売業，鉄スクラップ卸売業，自動車卸売業，燃料小売業，洗濯業，写真業，自動車整備業，機械修理業，商品検査業，計量証明業，一般廃棄物処理業，産業廃棄物処分量，特別管理産業廃棄物処分量，医療業，高等教育機関，自然科学研究所
②従業員数	全事業所の 常用雇用者 の合計人数が 21人以上
③対象事業所	次のうちいずれかの事業所を有する事業者 ● 第1種指定化学物質 の年間取扱量*が 1t以上 の事業所 ● 特定第1種指定化学物質 の年間取扱量*が 0.5t以上 の事業所 ● 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み，鉱山保安法に規定する建設物その他の施設が設置されている事業所 ● 下水道事業を営み，下水道終末処理施設が設置されている事業所 ● ごみ処分量又は産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物処分量を含む）を営み，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する特定施設が設置されている事業所 ● ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所 ※年間取扱量：年度内1年間（4月～翌年3月）に取り扱った対象物質

<届出の流れ>



届出の提出期間は**4月1日から6月30日まで**です。

便利な**電子届出**をご利用ください。

☎ お問合せ先

福山市経済環境局環境部環境保全課
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
TEL:084-928-1072
Mail: kankyou-hozen@city.fukuyama.hiroshima.jp

<電子による届出に関するお問合せ>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センターリスク管理課システム担当
TEL:03-5465-1683(直通)
Mail: info_prtr@nite.go.jp